

厚生常任委員会

平成26年8月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	紀 良治
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	北 典子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	福田 善行	住 民 課 長	岡村ひとみ
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、坂口委員

委員長

それでは皆さま、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから厚生常任委員会を開会させていただきます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

ありがとうございます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、紀委員、坂口委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査案件であります、（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、本年7月から実施をしております使用済小型電子機器、いわゆる小型家電の資源化処理につきまして、1か月分ではございますが、回収量がまとまりましたので、そのご報告を、また、可燃ごみの処理量削減と資源の有効利用の観点から分別収集を進めております生ごみや枝葉・草類につきまして、現在、堆肥化処理をしておりますが、その堆肥活用の充実を図るため、このほど非営利活動法人虹の家におきまして、堆肥活用の宣伝普及活動、堆肥の販売などを行っていただくことといたしましたので、その考え方などをご説明をさせていた

できます。

まず、小型家電の回収であります。

5月の当委員会でもご報告をさせていただきましたとおり、当町では、環境省が実施をしております再生事業者提案型の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証補助事業の連携市町村として、7月から公共施設5か所と商業施設2か所におきましてのボックス回収、また、不燃ごみの中から対象品目を抜き取るピックアップ回収の2つの方法で小型家電を回収をしているところであります。

回収にあたりましては、6月下旬より各施設に回収ボックスを設置するとともに、回収を告知するのぼり旗の設置、回収対象品目をイラストで表示した周知チラシなどを備え付けたほか、7月号町広報紙におきまして、小型家電回収の特集記事を掲載するなどし、周知に努めたところであります。

その小型家電の7月の回収量であります。ボックス回収全体では、372kgを回収をしております。

施設別の回収では、公共施設では、役場が最も多く約90kg。続いて中央公民館73kg、いかるがホール36kg、ふれあい交流センターいきいきの里30kg、生き生きプラザ斑鳩17kgとなっております。

商業施設では、イオンいかるが店が93kg、ドラッグストア木のうた法隆寺店が33kgとなっております。

ちなみに、本町と同じ再生事業者により実証事業を実施している他市町村の回収状況を見ますと、当町よりはるかに人口が多い奈良市では、7月の回収量が744kg、人口4万5千人の大阪府熊取町で273kg、人口5万4千人の和歌山県岩出市で32kgの回収となっておりますので、当町の住民の方々のごみ分別への関心や実際の分別作業といった意識や行動は高い水準にあることが、この小型家電の回収からも見て取ることができます。

また、ピックアップ回収では、デジタルカメラやビデオカメラなど有用金属が多く含まれている高品位の小型家電が20kg、オーディオ機

器やプリンターなど中品位の小型家電が1,010kg、合計1,030kgを回収したところであります。

なお、現在、回収をされました小型家電は、一旦、再生事業者の倉庫に保管をされておりまして、今月下旬にも分解処理され、素材ごとの詳しい組成調査が行われることになっております。その結果は、リサイクルシステムを構築するための資料として活用される予定になっているところであります。

当町におきましては、引き続き町のイベントなどで小型家電回収のPRあるいは回収周知チラシの各戸配布などを行いながら、小型家電回収の充実に努めていき、埋立て処分量の削減につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、堆肥活用の宣伝普及活動についてであります。

循環型社会を形成していくには、資源化処理していくことはもちろん、資源化処理された再生品を積極的に使用していくことが肝要であります。

そういった中、これまで生ごみや枝葉・草類から資源化されました堆肥につきましては、生ごみ分別収集モデル世帯やクリーンキャンペーン、環境イベントの参加賞という形で配布をしておりましたが、さらに住民の方々に広く活用いただける方法につきまして検討を進めてきたところであります。

当町には、障がい者の自立支援を目的とするNPO法人として、大きくあゆみの家、虹の家がございりますが、ともに環境保全への活動も法人の活動方針の中に組み入れられているところであります。

そのような中、あゆみの家につきましては、実際、EMボカシの製造、販売といった環境保全活動を実施され、町におきましても、その活動を支援をさせていただいているところで、今回、虹の家の環境保全への活動として、町から出た生ごみや枝葉・草類からできた堆肥を使用して、花づくりや野菜づくりを行っていただきまして、そして、その花や野菜を住民の方々にご提供いただくといったことを初め、イベントなどあらゆる機会を利用して堆肥のPRを行っていただくこととし、その堆肥活

用のPRの1つとして堆肥の販売を行っていただくことといたしました。

堆肥の販売につきましては、虹の家のほうで、当町の委託業者であります株式会社大栄工業から堆肥を直接仕入れられ、20リットル用袋1袋200円での販売を予定されているところで、今月中にも、町と虹の家との間で、堆肥活用の宣伝普及活動に関する協定を結ばせていただき、9月から堆肥の販売を始め、堆肥活用のPRを行っていただく予定にしております。

町といたしましては、今後、堆肥の販売、また、さまざまな機会、イベント等で堆肥の活用をPRいただくことによりまして、当町のごみからできた堆肥の活用が広がり、さらなる生ごみ分別収集モデル世帯の拡充を初め、ごみ減量化・資源化の推進につながっていくことを期待をしているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 ご苦労さまです。報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 辻委員。

辻委員 虹の家で、この生ごみの堆肥化でされるというのは、これはもう結構やと思います。虹の家やったら数えろ、ここ、保管できないと思いますが、その辺は町でなんとか考えてもうたっているのか、保管場所をどこか確保されているのか、その辺だけちょっと確認お願いします。

環境対策
課長 仕入先であります大栄工業からは、大体1回に500本ぐらいの納品でないと採算が、値段があわないということであります。虹の家につきましては、大体100袋ぐらいしか保管する場所がないということですので、町の支援として、一旦最終処分場のほうへ保管をさせていただいて、必要なときに虹の家からとりに来ていただくというような方法をとりたいと考えております。

辻委員 いろいろそないして、虹の家さんもそないして協力していただけると
いうことやから、できるだけPRも一斉にさせていただくように、また、
より多くの人に使っていただくように、またよろしくお願ひしたいと思
います。

委員長 ほかに、委員皆さんのほうでございませんか。

(な し)

委員長 ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますが、当委員会では、
また今年度も予算をとっていただきましてね、たばこなどのポイ捨てを
禁止するキャンペーンをやっていっていただこうということを申しあげ
ておりますが、これについては、今の検討状況というんですか、それ、
ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですけれども。

栗本環境対策課長。

環境対策 現在、11月にキャンペーンを実施できないかということで企画をま
課長 とめているところであります。

基本的には、前回行ったように県道あるいは国道沿いでのパレードな
どを計画しておりますけども、今回につきましては、小学生に参加をし
ていただけないかということで校園長会を通じて学校にも依頼をしてい
るところであります。

詳細につきましては、また9月の当委員会でご報告をさせていただく
予定にしております。

委員長 そうしたらまた、開会中の委員会のときにご報告いただけるというこ
とですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、小型家電の回収なんですけど、とても斑鳩町の皆さん、
積極的にご協力いただいていると数字から見てとれるんですけど、少し残

念なのが、生き生きプラザが非常にお客さんが、住民さんが来られている頻度っていうのは比較的高いように思っているのですが、生き生きプラザでの回収量が少ないということについてね、もう少し何か啓発を、生き生きプラザなどでも啓発のほう、していただけたらなと思うんですが、これについては、ちょっとその回収量少ないのはなぜなんだろうとか、啓発の仕方がまだもう少しこういうふうに見えるんじゃないかというふうな、何かそういう、担当として感じておられることがあったらお聞きしておきたいと思うのですが。

環境対策
課長

今回設置をいただいた、商業施設を含みます7施設につきまして、いずれもボックスはかなり目立つところに設置をしていただいておりますし、回収を告知するのぼり旗もそのボックスの隣に設置をしておりますので、目に付くというふうに思っております。今のところ、施設ごとの回収量のみの把握でございます。今月末の組成調査では、施設ごとに、回収した品目、個数なども明らかにされ、そうなりますと今回のケースももう少し分析ができるのかなと考えておりますけども、今回たまたま生き生きプラザ斑鳩には軽いものが排出されたと、逆にいきいきの里では重たいものが排出されたということも考えられますので、今後その詳しい組成調査の結果を見て、また必要な対策を講じていきたいと考えております。

委員長

そうしましたら、より住民皆さんにご協力していただけるような対策、そして、その公共施設の利用状況を見る中でね、さらに啓発していただけるようお願いしたいと思います。

以上でよろしいございますか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで

終わります。

次、2番目の各課報告事項についてを議題といたします。1番目の斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策
課長

斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱についてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。

斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱（案）でございます。最後のページの要旨によりご説明をさせていただきます。要旨をご覧ください。

斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金交付要綱の一部を改正する要綱（要旨）。予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年7月2日に公布され、本年10月1日から高齢者の肺炎球菌がB類疾病に追加されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。

(1) 助成の対象者であります。

今回の予防接種法施行令の一部改正で、B類疾病の対象者となったのは、65歳以上で5歳刻みの者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能等に障害がある60歳から65歳の者となっております。本町では、すでに、65歳以上の方全員を対象に実施しておりますことから、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、医師が予防接種を必要と認めた者を追加するものであります。

(2) 助成金の額であります。生活保護の適用を受けている場合においては、接種費用の全額について助成を受けることができるよう改めます。また、予診の結果、予防接種を受けられなかった場合、2,820円の助成を受けることができるよう改めるものであります。

施行期日ではありますが、この要綱は、平成26年10月1日から施行いたします。

以上で、斑鳩町肺炎球菌ワクチン接種費用の助成金交付要綱の一部を

改正する要綱についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。いかがですか。 中川委員。

中川委員 この要綱の改正することによって、予算的にはどれぐらいの差が生じますの。

健康対策 既に今、当初予算に200万円を計上させていただいて事業を実施してありますが、その予算の範囲内でいけるものと考えております。

対象者は、今現在、5月末の人数でいきますと7,785名、60歳から65歳までで免疫不全の方は、一応10名を見込んでおります。

委員長 ほかに、委員さんのほうでございませんか。 辻委員。

辻委員 これ、いろいろ制度変わってますよって、国からの補助とか、今まで単独やったから、今これ、何か国から補助か何か出るのか、その辺だけ。

健康対策 今現在は任意接種ですので、全て町の持ち出しとなっておりますけども、今回、B類で対象が65歳以上で5歳刻みの方につきまして、低所得者分として3割分が交付税措置されるということになっております。

辻委員 交付税措置。補助ではない、交付税措置をするということですか。

健康対策 普通交付税措置ということでございます。

課長

辻委員 国もなかなか、交付税措置したらどこに入ったのかわからんような感じにもなりますので、できたら助成という形のほうがええのかなという、またその辺も、何か機会あるごとに言うていただくようお願いいたします。

委員長 今と関連するんですけどね、定期接種になったといえども、A類、B類でしたっけ、そういうふうに分かれていて、これはB類だと。国から補助されるという、今、補助といっても交付税算入やということになっていきますけどね、AとBとで、そういう国から出てくるお金は、違っているのはあるんでしょうか。

健康対策課長 ご指摘どおりA類につきましては事業費の9割が交付税措置されるということになっております。

委員長 わかりました。

それとですね、もう1点。この要綱の中に、予防接種を受けられなかった場合の2,820円という、こういう細かい数字がきちっと要綱に書かれているんですが、この2,820円というこの数字の根拠だけ、ちょっと説明のほうしておいていただけたらと思います。

健康対策課長 定期予防接種につきましては、王寺周辺広域医師会と話をさせていただいて、予防接種の単価を決めて、今現在実施をしているところでございます。その中で、高齢者のインフルエンザも同じですけども、予防接種を打ちに行かれて、体調が悪いとかそういったことで予診の段階で予防接種を打てないということになれば、そういった形でお支払いさせていただくということで広域の中で決まりましたので、要綱の中で限度額を入れさせていただいております。

委員長 その予診をするだけでこの2,820円がいるというのも広域で、勝手に決めているのかどうかは知らないんですけど、診断して、診ただけで2,820円。受けられるか受けられないかの判定だけでこの2,820円もかかるというのがね、もうひとつちょっと、何かわかりにくいんですけども。 植村住民生活部長。

住民生活 単価につきましては、課長説明しましたように、広域医師会との契約
部長 に基づくものでございますが、この金額の1つの根拠といたしましては、健康保険を使った場合の初診が282点でございます。初診に10円を掛けた金額が医療費となっております。それをもとに算定されているというふうに考えています。

委員長 今ので、初診料の点数っていうことでわかりました。
ほかに、委員さんのほうでございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。
2番目にあげておりますのは、民間事業者による保育所の整備（新設）についてですが、この件につきましては13日の議員懇談会のほうでも説明を受けておりますが、理事者のほうから何かほかに追加で報告がありましたらお願いをしたいと思います。 植村住民生活部長。

住民生活 2番の民間事業者による保育所の整備（新設）についてでございます。
部長 今、委員長おっしゃっていただきましたように、先日の8月13日、議員懇談会におきまして一定のご説明をさせていただいたところでございますが、まず初めに、本委員会におきましても改めて簡単に説明を申しあげたいと思います。

資料につきましては、懇談会当日の資料の12から16により説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、資料12でございます。

初めに、1の町の幼稚園・保育所のニーズ量及び確保方策でございます。

現在策定をいたしております子ども・子育て支援事業計画では、ニーズ調査などから見込みました保育所・幼稚園のニーズ量の見込みと、町内における提供体制及び供給量の確保方策を定めることとなっております。

す。現段階では、幼稚園につきましては供給量を確保できると見込んでおりますが、保育所につきましては、現状の町立2園では供給量が不足する見込みとなっております。子ども・子育て新制度では、基本的にそれぞれの市町村でニーズ量に対する供給量を確保することとなっておりますことから、計画上におきましても、町内において90人規模の保育所の整備が必要な状況となっておりますのでございます。表でございますけれども、右側、平成29年度の見込み量をご覧いただきたいと思えます。二重線で囲んでおります内訳の保育所、平成29年度440人の見込みに対しまして、確保方策といたしまして、保育所、町立は350、新たに私立90が必要ということでございます。

次に、2の新設する保育所の概要でございます。

①の保育所の概要等から裏面の④の保育所の新設に係る事業費等につきましては、5月の本委員会で説明をさせていただいた内容と同様でございます、説明は割愛させていただきたいと思えますが、この中で1ページ、①保育所の概要等の(1)所在地についてでございます。議員懇談会でもご指摘をいただきました。訂正がございます。「斑鳩町法隆寺西3丁目」の「3丁目」の3につきましては、漢数字が正しいものでございます。また、「1564号5」と書いてありますが、これは誤りでございます、「1564番地5」でございます。失礼をいたしました。

次に、2ページでございます。

⑤の運営補助についてでございます。

民間保育所の運営に対する補助金につきましては、市町村の単独事業として運営補助をされているところがございます。資料の3ページでお示しをいたしておりますように、近隣の市町村、奈良市、生駒市、大和郡山市では、それぞれの団体等の状況などに応じましてさまざまな補助を行っておられる状況となっております。本町におきましては、これら状況なども参考といたしまして、2ページの下の方でございますけれども、5つの補助について現時点での案として考えておりまして、来年度予算に向けてまして、今後、和光会とも協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、5ページには、5月の本委員会で提出した資料を、参考ということでつけさせていただいておりますが、その裏面、最終の6ページをご覧くださいと思います。この6ページで6番、今後のスケジュール（予定）ということで、平成26年6月から近隣住民への説明というふうに書かせていただいておりますが、これについて若干ご報告申し上げたいと思います。去る7月12日に地元自治会の役員の方々へ説明を行いました。また、8月9日には地元自治会説明会を開催いたしました。8月11日には地元自治会からご同意をいただきました。現時点での状況ということでご報告をさせていただきます。

次に、資料13でございます。この資料は、社会福祉法人和光会、黎明保育園の沿革についてでございます。

社会福祉法人和光会におかれましては、昭和24年に定員80人の個人立の保育所黎明保育園として認可を受けられた以後、約65年にわたり多様な保育ニーズ等に応えるよう保育所や学童保育の運営を行ってこられました。また、平成26年からは、高齢者のグループホームを本町やまた三郷町などでも運営をされているところでございます。

裏面の下段の表でございますが、現在の和光会の運営施設をお示しをいたしております。保育所につきましては、王寺町及び上牧町におきまして保育所4園を運営されているという状況でございます。

続きまして、資料14で、現時点での保育所の設計図面についてご説明を申しあげたいと思います。

まず、資料にはございませんが、現在の建物の南側の、現在駐車スペースとなっている部分につきまして、屋外遊技場、いわゆる庭園を整備する計画と聞いております。また、子ども達が園の外に出ないように、塀やフェンスを設置する計画と聞いているところでございます。

それでは、資料14の1枚目でございます。1階平面図でございます。建物の西側のピロティ部分、現在は放置自転車等を保管しているところでございますが、こちらに新たに調理室を設ける計画となっているところでございます。3階に旧保健センターの調理室がございますけれども、保育室の確保及び食材の搬入等の関係から、1階に調理室を設ける計画

とされているところでございます。

次に、2枚目と3枚目につきましては、それぞれ2階と3階の平面図でございます。まず、2階につきましては、0歳児から2歳児の保育室と職員室あるいは物入れを設置される予定であります。保育室の間には新たに子ども用のトイレ、あるいは0歳児の保育室の隣には沐浴室や調乳室を設けられるということでございます。3枚目は3階でございますが、これにつきましては、3歳から5歳児の保育室と、あと更衣室を設けられます。また、新たに子ども用のトイレを設けると、設置するというふうな計画となっているところでございます。

最後の4枚目は、建物の立面図でございます。保育所につきましては、その設備運営基準におきまして、屋内と屋外にそれぞれ階段が必要となっておりますことから、建物西側に新たに、南立面図でいいますとその左側でございますが、新たに屋外階段を設置する計画となっているところでございます。

なお、議員懇談会の説明の中で、保育所の認可等に関する県との協議によりまして、今後変更の可能性もあるということをお伝えしてまいりました。議員懇談会以後におきまして、和光会とともに県を訪問いたしまして、本設計図面を提出し確認をいただきましたが、その場では特に大きな改善指摘事項はございませんでした。ただし、年齢ごとの定数を定める必要があるとの指摘がございました。和光会におきまして保育室の間取りを見直し、面積を若干変更される可能性があるということでございましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料15の財産の無償譲渡についてでございます。

資料の1ページには、今回の保育所整備に係る役場北庁舎の建物の無償譲渡に関する内容といたしまして、譲渡する財産の表示、譲渡価格、こちらは無償でございます。また、譲渡の相手方、譲渡の条件をお示ししております。譲渡の条件といたしましては、「譲受人は、譲り受けた建物を、児童福祉法第39条第1項に定める保育所以外の用途に使用しないこと」といたしているところでございます。

次に、2ページ、3ページにつきましては、北庁舎の無償譲渡に係る

契約書案となっております。本契約書案につきましては、契約書に盛り込むべき内容につきまして、顧問弁護士の川崎先生にご相談をいたしまして、確認をいただく中作成をいたしましたものでございます。

なお、この契約書案につきまして、先日の議員懇談会でその内容についてご指摘をいただきました。いくつか訂正箇所がありますので、ご報告をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、1の譲渡する財産の表示、種類、建物となっておりますが、その建物の後ろに、「(旧北庁舎)」を加えるものでございます。所在地でございますが、先ほども資料12でもご説明いたしましたが、「斑鳩町法隆寺西3丁目」の3につきましては、漢数字が正しいものでございます。また、「1564番5」となっておりますが、「1564番地5」でございます。3番の譲渡の相手方につきましては、「奈良県北葛城郡王寺町久度4丁目」とございますが、この4も漢数字が正解でございます。次に、2ページでございますが、第2条につきましては、先ほどと同様に所在地につきましては、「斑鳩町法隆寺西3丁目」の3が漢数字、また、「1564番5」が「1564番地5」が正解でございます。また、次の種類、建物の次に「(旧北庁舎)」を追加するものでございます。

次に、第5条でございます。「本件建物の所有権は、前条の規定に基づき引渡しが行われたときに乙に移転するものとし」、その後でございます、訂正前は「甲は、遅滞なく本件の所有権移転登記の嘱託手続きをするものとする」と書いておりますが、この部分でございます。甲を乙に訂正いただきたいと思います。また、「所有権移転登記の嘱託手続き」、この部分を「登記手続き」としていただきたいと思います。これによりまして、2行目ですが、「乙は、遅滞なく本件建物の登記手続きをするものとする」ということになるものでございます。最後に3ページでございますが、契約者の名前でございますが、ここの甲につきましても、「法隆寺西3丁目」の3は漢数字でございます。また、乙の「王寺町久度4丁目」の4につきましても漢数字が正しいものでございます。

なお、和光会の住所につきましては、改めて確認を行いまして、法人

登記上の住所がこの久度4丁目3274番地1となっているものでございまして、契約等は全て本住所で行っているとの確認を行ったところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料16、財産の無償貸付けについてでございます。

1ページには、北庁舎の敷地に係る無償貸付けの内容といたしまして、貸付けする財産の表示、貸付価格、こちらは無料でございます。また、貸付けの相手方、根拠条例を示しているものでございます。今回の無償貸付けの根拠条例につきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号の規定に基づくものでございます。

次の2ページから3ページには、契約書案をお示しをしておりますが、本契約書案につきましても、無償譲渡に係る契約書と同様に作成をいたしましたものでございます。

貸付期間につきましては、第4条において、初回は平成32年3月31日まで、この期間以降の更新につきましては、第14条におきまして、5年ごとに更新するものとしておりまして、法人の運営状況等を勘案し、協議をしてみたいと考えているところでございます。

この本契約書につきましても、議員懇談会でご指摘をいただきました、貸付物件等の表示について訂正がございました。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。1の貸付する財産の表示でございますが、「種類」となっておりますのは、「地目」でございます。「種類」を「地目」に訂正いただきたいと思っております。また、種類の「土地」となっておりますのは「宅地」でございます。「土地」は「宅地」でございます。所在地におきましては、先ほどと同様に「法隆寺西3丁目」の3が漢数字、「1564番」が「1564番地」でございます。また、「数量」となっておりますところは「地籍」でお願いをいたしたいと思っております。めくっていただきまして、2ページでございます。第2条につきまして、今申しあげました内容の訂正がございました。所在地は「法隆寺西3丁目」の3が漢数字、「1564番」が「1564番地」でございます。また、「種類」、「土地」となっておりますのは、「地目」、「宅地」でお願いをしたいと思います。また、「数量」とな

っておりますところは「地籍」に訂正をお願いしたいと思います。最後に3ページでございます。契約者の表示のところでございますが、甲につきましては、「法隆寺西3丁目」の3が漢数字、また、乙の「王寺町久度4丁目」の4が漢数字でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上で、民間事業者によります保育所の整備（新設）に係ります保育所整備の概要等についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、委員皆さまから質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。辻委員。

辻委員 地元説明会のときにいろいろ、交通安全対策、例えば送迎とかで、車等で、地元は心配されていますけど、そこで特に幼稚園と違って一時には来ないという説明もありましたけども、その辺の交通安全対策についてまた検討、具体的な回答はなかったけども、その辺もちょっと、地元として要望されていますので、その辺の対応だけまた。今後どうしていくのか、またいろいろこう、する中で検討していただきたいということで、これはもう、お願いということにしておきます。

それと、またこの開園なりますと、いろいろなまた、地域の方との繋がりもあるし、いろいろ防災とかの関係も出てきますので、もし地震とかといいますと避難訓練もしてもらわんなんということもあります。その辺の計画のほう、今後されるのか、また、運営の中で協議されるのか、その辺もどういうふうにされるのかだけちょっとお願いしたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 保育所ですけども、これはもう当然、今、黎明さんも王寺でやってお

られ、あちこちやっておられますけども、避難訓練というのは、これはもうどこでも非常に頻繁というか注意してやっておられますので、当然ながらここにおいても、月1回ないしは2か月に1回、これはちょっとわかりませんが、ある園では月1回されておるところもありますので、それはもう絶対子どもさんの安全ですので、質問者も心配しておられますけども、やはり園を運営される社会福祉法人、また先生方も一番それが心配ですので、それについては十分されると確信をいたしております。

委員長　　よろしいですか。　小林委員。

小林委員　　今後のスケジュール見させていただきまして、今質問もありましたように、ちょっと教えていただきたいのがですね、細かな運営の条件っていうのがですね、いつごろ私たちに示されるのか、ちょっと今後のスケジュールとして教えていただきたいなと思います。

委員長　　池田副町長。

副町長　　運営の条件といいますと、開園の時間とかだと思っんです。それにつきましては、広報、いつ出るのかな。10月の半ば。10月のときに募集案内もしますので、町も一緒にしますので。そのときに例えばもう開園時間何時から何時というのは出てこようかと思っんです。今ちょっと、具体的に言ったら、またそれが違ったらあきませんので、きっちり煮詰まってから、また当委員会でも報告をさせていただきたいと思っんです。ですから、早かったら9月の当常任委員会で時間的なものはお知らせできると思っんです。

あと、例えばもう心配されておるのは、運動会どうするのか生活発表会どうするのか。それ以外の例えばもう細かい運営、どういう行事あるとか、そういうのはまたもっと煮詰まってからですけども、ただ言えることは、先ほど、経歴見てもうたらわかりますように、いろいろな、以

前からやっておられますので、十分な保育運営でされると思います。

委員長 よろしいですか。 辻委員。

辻委員 民間の保育所というのは初めてですので、例えば申込みは多分町に全体で申し込みされて、そのときに私は黎明行きたい、私は町立のたつた行きたい、あそこも行きたいということで、そういう申し込みになるのか、ただ保育所に入りたいという申し込みで、希望をどこで把握されるのか、その辺だけちょっとこう。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 今現在もそうでございますけれども、第3希望まで保育園を記載いただいて、申し込みをいただいておりますので、よろしく願いいたします。

辻委員 今、第2希望ちゃうのかな。

福祉課長 申しわけございません。訂正いたします。今は第2希望まで、今年度行います来年度の募集から第3希望までということでございます。訂正いたします。申しわけございません。

委員長 よろしいですか。 宮崎委員。

宮崎委員 先ほどちょっと説明していただいて、県との打合せで保育室の大きさが変わるということで、これ、図面見させてもうたらもう、なんていうのかな、トイレ真ん中にとっていてぎりぎりなんですけどね、予定している人数のほうは大丈夫なんですかね。

福祉課長 先ほどの説明にもございましたように、各年齢ごとの定員を定める必

要があるというところで、今現在、和光会さんのほうで思っておられますのは、2ページの2階でございます。0歳児の保育室につきまして、有効面積35.55平米となっておりますので、1人当たり3.3平米の基準がございますので、11名、36.3平米を確保するように、若干、上の職員室との壁について北側に移動させる可能性があるという部分で面積の変更があるということでご報告をさせていただいたところでございます。

宮崎委員　　今ので、職員室のほうは大丈夫なんですね。先生の数とかいるけど、それはまあ、規定はないということできてるんですね。

福祉課長　　職員室に関しましては運営上の規定等ございませんので、職員室の面積が減少することに関しては、問題のない状況でございます。

委員長　　よろしいですか。　小城町長。

町　長　　いずれにいたしましても、辻委員とかいろいろご質問ありますように、この問題は、場所的に一番いいですから、ここへ来られたときに、たくさん応募あったときにどうしていくかという問題も考えていかなあきませんし、まだこれから募集をかけるわけですけども、私はやっぱり一番最適な場所はここだと思います。そうなってきたら、車の関係等についても前に駐車場ありますから、やっぱりたつた、あわとか民間の前を通っていきますからね、その辺の調整を十分していかなかったら、やっぱりこの第3の保育所ができたという中でですね、喜んでいいのか、そういう点をですね、十分配慮していかなかったら、やっぱりその点が。また、これから募集をかけますけども、そういう点についても、また皆さま方、それぞれのご協力をいただいて、できるだけ事故のない、そして安全を確保できるような状況をつくっていきたいと思っております。

委員長　　ほか。　中川委員。

中川委員 土地は無償貸付で建物は無償譲渡というのは、建物を町の財産として所有していたら、あとの維持管理費がついてまわるから無償譲渡ってしてあんのかなという思いもあるけど。

それと、こういう施設でも固定資産税って今度かかってくるのかな。その辺どうですやろ。

委員長 池田副町長。

副町長 無償譲渡にやっておりますのは、無償貸借にやりますと、以前の委員会でも資料、説明したと思うんですけど、整備費の補助金が全然違うわけなんですわ。相手に貸借した場合は上限2,700万円。以前の参考資料の5ページ目ですけども、上限が2,700万円になっております。これ整備しますと約1億5、6千万かかってまいります。譲渡した場合につきましては、上限、例えば71から100名の場合が上限1億5,500万という国の補助金がございますので、そうしたことから近隣でも、郡山市でも無償譲渡にしておられます。そうでないと、非常に初期投資が相当かかるものなので、そういう具合にやっております。

それと、もう1点の固定資産税については、社会福祉法人ですので、これはもう無料と、なし、減免と、免除するとなつて、これはもうどこの社会福祉法人でも同じでございます。

中川委員 その補助金の額というのは、有償で譲渡した場合はどないなるのかな。

副町長 有償で譲渡してもこの額でございます。ただ、保育園整備する場合、補助金があっても、まだ裏、4分の1でございます。それ以外に、例えば備品の設備投資が要ります。例えば1億6千万かかって、4分の1自己資金としたら約4千万。それ以外に備品関係ありますね、調理室の食器から先生の机、子どもの椅子、机、これら全然補助金の対象になりませんので、これで数千万かかりますので、近隣でも建物は無償譲渡して、

これに来てもらおうと。町についてはもう、決まった4分の1だけでいいと、それ以外は全然出しませんよと。

ただ、運営補助につきましては、先ほどもありましたように、相当手厚い補助金もやっておられますけども、町としてはあれでお願いしたいと考えております。

中川委員 大体先生は何名ぐらいの予定してはるの。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 現在、定員90名で考えておきまして、保育士の先生の数も16名ぐらいで考えているということで聞いております。

中川委員 今まだ決定はしてはらへんけど、4,500円掛ける16掛ける12というのが運営補助と。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 今、給与費改善費補助金につきましては、そういうことでございます。それ以外に、障害児のお子さんが入園した際に、いわゆるその支援する保育士さんも要りますので、その人件費の分として、月額5万円掛ける年間の障害者数を補助していこうという、今の、現段階での考えでございます。

中川委員 障害者の方、入ってこられるか入ってこられないかわかりませんのであれやけど、80万、90万なりの年間の運営補助出さんとやっていかれへんのか。大体のこの、単独で営業はできないものなのか。そこらの見込みってどうですか。

委員長 池田副町長。

副町長 本日の資料の、前の議員懇談会の資料12の3ページも見てもらったらいんですけども、このように出しておるのは、例えば給与改善補助金出しておられます。最近やはり、公立と私立した場合に、どうしてもはっきり申しあげて、私立の保育園のほうが、よくうちの議会で、斑鳩町は高いと言われますけども、臨時職員さん、私立保育園ははっきり申しあげてもうちちょっと低い状況になっております。そうしたことから、今、国のほうでも保育士の確保という面で、また質の確保ということで、プラスアルファを出して、やはりそれなりの、それなりと言ったら語弊がありますけども、やはり充実した保育をするために、よい保育士さん、また、あまり少なかったら保育士さんもこられませんので、園自体が運営できないことになりますので、これについては単独補助で出しておられるという状況で、例えばもう奈良市では、15,700円、1人当たり、月、出しておられますし、生駒市でも10,400円出しておられるわけです。そういう状況にあります。そういう状況で保育園は運営されて、非常に、ですから、はっきり言って安かろうだけでは絶対に保育園というのはいけないということで、こういう措置をされております。

中川委員 担当は教育委員会になるけど、幼稚園の場合は、まあいうたら、名前出したら、私立幼稚園、法隆寺ですわな。あそこ年間30万ですやろ。それとこの保育園と、その差ってなんやねやろ。

副町長 幼稚園の場合でしたら、また国のほうでまた別に私立保育園運営補助というのがあるんですわ、運営補助というのが。それがございますので、どこも私立保育園には補助金を出していない状況になっております。

あとそれと、保育単価というのはもう、私立保育園の場合、別に町で決まったものないですわね。保育所というのは、斑鳩町の認可保育園は私立であろうと公立であろうと、同じ保育料ですので、それに決まったもの、収入は決まってくるので、どうしても運営自体が社会福祉法人ということで、小ぢんまりとしたものになって、そこらで縛りがかかっ

ていますので。

これを自由自在になんぼでも上げていったら、無認可保育園みたいにやって、例えば月に20万と。そうじゃなくてこういう認可保育園は収入が決められて、運営自体が非常に縛りがかかっていますので、その分よい運営をしてもらうために、各地方自治体では単独の補助金を出しておられるということでございます。

中川委員 幼稚園には別で国からの補助があると。それで保育園に対してはないと。簡単に言うたらそれでええの。

副町長 国の補助金といえば、例えば、一時預かり実施とか延長保育がござい
ますけども、それ以外の運営補助というのはございません。ですから今現在、ちょっと今、社会的問題になっておりますけども、今、子ども子育ての関係で来年度認可保育園どうするかというのは非常に問題。例えば今、幼稚園が認可保育園、国が推奨しましたわね。今度認可保育園にするか、またもとの幼稚園に戻すか、保育園に戻すか、これはもうはっきり申しあげて、私立幼稚園はどんどん幼稚園単独に戻っていつているんです。認可保育園と普通の保育園では運営できないということで、そういう問題も。それを見ていただいただけでもやはり幼稚園についてはそれなりの国の補助金がついてきているということでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ちょっと私のほうから確認だけさせていただきます。
この旧北庁舎の建物は新耐震後の建物だと思いますが、建築年月日、
ちょっと確認させていただけますか。 本庄福祉課長。

福祉課長 平成3年の建築でございます。

委員長

それとですね、この建物の建て方というのが、太い柱で2階、3階を支えているような建築の仕方。南側なんかはね、すごい太い柱ですけども、ああいうふうに常時人がいる状態ではない保健センターとして使っているときとは違って、今度は子どもさんたちが常時そこにいてというような状態で、ごつい柱なんで大丈夫だろうとは思っているんですけどもね。ただ、園庭の改修などをやっていく中で、いろいろな工事も進むかもしれませんが、大きい柱の部分ですね、あの柱が建っている部分の際を工事またせんとあかんと思うのですが、そのときにやっぱりその柱はすごい重要な命ですのでね、工事で影響を受けることがあってはならないというふうに思うんです。園庭つくっていく中ででもね。その辺の心配を私もちょっとしておったんで、その辺のところも今後ちょっと気をつけていただきたいなど。どんなふうに工法になって、柱が命なので、あれにどういう影響が出るのか出ないのか、その辺ちょっと、きちっと工事入るまでに詰めてしておいてほしいなということと、先ほども避難訓練の問題も出ましたけども、3階建ての建物ということにおきましてはね、町のほうもぜひとも、されると思いますではなくて、3階建ての建物、しかも役場の北側にある、役場と隣接している施設の中で、子どもたちの安全確保については、役場、斑鳩町の子どものですからね。黎明保育園さんが運営しているといえども斑鳩町の子どものことですし、3階建てで小さい子どもさんを預かるというのも初めてですので、避難訓練についても、ぜひとも計画的に町のほうからも黎明さんへの指導をきちっとしていただいて、きちっとした訓練を行えるよう、当初は斑鳩町も立ち会ってほしいと思います。それぐらいにして訓練のほうもしていただけたらと思っておりますので、これは要望とさせていただきますとは思いますが、何かございます。池田副町長。

副町長

今、先ほども申しあげましたように、社会福祉法人として保育園を今まで運営しておられます。私立保育園でも、近隣いろいろございます。斑鳩町は町立だけですけども。そういう私立保育園は、やはり自分のと

ころの社会福祉法人、大事な子どもさんを預かっている意識が非常に強うございまして、当然、思いますというのは、1月か2月、ちょっとわかりませんが、ある保育園ではもう毎月やっておられます。それはもう意識の問題だと。これは公立に限らず同じだと思いますので、それはもう責任持ってされますし、責任持って見守っていきたいと考えております。

委員長 結構です。そういうところを私たちも非常に心配をしているというところで、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

中川委員。

中川委員 この資料の14に、社会福祉法人和光会 斑鳩保育所って書いてあるねんけど、設計図。これ、これでもう決定ですの。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 これはあくまでも仮称でございまして、名称についてはまだ、これから決まるということで聞いております。

中川委員 議会の議決もいるとかな、契約の条件で入ってあるのに、名前まで入ってあるさかいけったくそ悪いな思ててん。それだけ。

委員長 仮につけてあるだけやって。
ほかに、よろしいございますか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので、次に進めさせていただきます。
3点目にあげております、平成27年度保育所保育料の考え方について、理事者の報告を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、平成27年度保育所保育料の考え方につきまして、資料の2によりご報告申しあげます。

保育所の保育料につきましては、例年、当該年度に示された国の基準に基づき次年度の保育料について見直しを行い、改正を必要とする場合には9月議会で議案として上程をしております。

しかしながら、平成27年度、来年度の保育料につきましては、次年度からの子ども・子育て新制度、こちらの導入を控え、国の基準の枠組みが変更となっておりますことから、次年度の基準の情報をもとに保育料を改定する必要がございます。

現在、この基準となる公定価格仮単価及び利用者負担基準案、こちらのほうがまだ確定しておりませず、また、今後修正通知がある予定とも聞いておりますことから、保育料の改定を9月議会に上程することは困難であると考えております。

本日の本委員会では、平成27年度の保育料の考え方をお示しさせていただきまして、保育料の改定については、国の情報が固まってくるであろう12月議会または3月議会に上程をしております。よろしくお願いいたします。

なお、資料2の平成27年度の保育料のイメージにつきましては、現段階での最新情報でございます、7月31日の国の子ども・子育て会議での資料より作成したものとなっておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページ、平成27年度の保育所保育料の考え方(案)をご覧くださいませでしょうか。

①保育所保育料徴収金額表の改正でございます。

子ども・子育て支援新制度に基づき、国の基準額の枠組みが変更され、1日11時間保育所を利用される保育標準時間、1日8時間までの利用である保育短時間それぞれについて新しい保育料の基準でございます公定価格仮単価及び利用者負担基準案が示されたところでございます。

当町におきましては、国が示す基準額をもとに保育料を決定しており

ますことから、次年度の保育料につきましても、国の基準額をもとに保育料徴収金額表について改正を行いますとともに、改正にあたりましては、従来の国の基準額より15%減額した85%で保育料を設定してまいりたいと考えております。また、階層区分を国基準の8段階から11階層に細分化することによりまして、保護者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

先ほども申しあげましたとおり、国の基準が変更される可能性もございますことから、改正につきましては12月議会または3月議会に上程してまいりたいと考えております。

続きまして、②同時在園の第2子の軽減率の改定でございます。

本町では、子どもの笑顔が見えるまちづくりを目指しており、多子世帯の負担の軽減を図るため、町独自の新たな子育て支援策といたしまして、同時在園等の3歳未満児について、保育料を従来の2分の1から4分の1への引き下げを行ってまいりたいと考えております。

下の表をご覧くださいいただけますでしょうか。

現行では、同時在園全ての年齢につきまして、同時在園の第2子の保育料を2分の1に軽減をしております。こちらのほうにつきまして、保育料が高額である3歳未満児について、4分の1に引下げを行うものでございます。この改定によります保育料収入への影響額は、約540万円となっております。

こちらの改定につきましては、9月議会で上程を予定している斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、この改正条例の中で改定をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、資料の2ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

今現在、国から示されております基準額と平成27年度の当町の保育料のイメージ案の比較でございます。

左の表が、公定価格仮単価による徴収金額、いわゆる国の基準でございます。これまでと大きく変わっておりますのは、保育標準時間認定と保育短時間認定の保育料が設定されたところでございます。

右側の表は、各年齢、各階層区分ごとに、国の基準から15%を軽減して85%に設定し、また、国基準の8段階を11段階に細分化した平成27年度の保育料のイメージ案でございます。各保育料の右肩に、国の基準額との差額を表記させていただいておりますが、最大で12,590円の減額となっているところでございます。

続きまして、3ページにお移りいただきたいと思っております。

本町の現行の保育料と平成27年度の保育料イメージ案との比較でございます。左の表が現行の保育料で、右の表が2ページと同じ平成27年度の保育料イメージ（案）でございます。保育料の右肩に現行からの増減額、こちらのほうをお示しさせていただいております。

保育標準時間認定では、3歳児・4歳児以上の第5階層におきまして最大で1,200円の増額となりますが、保育短時間認定では、第1・第2階層を除く全ての階層で減額となっております。

以上が、現時点での平成27年度の保育料のイメージでございます。なお、10月半ばには来年度の園児募集を行ってまいりたいと考えておりまして、保育料に係る条例改正を待たずに募集を行うこととなりますことから、変更があり得ることを十分保護者の方にお示しさせていただいた上で募集案内にこの保育料のイメージを掲載してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、平成27年度保育所保育料の考え方についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。特にございませんか。

(な し)

委員長 まだね、十分にこれで決定っていう形ではないというところが、募集をかけんといかんのにね、大変だろうと思っておりますが、住民の皆さんにもそういったところを十分ご理解していただけるようにしていただきたい

と思います。これで決定ではないというのがね、私たちには不満ですが、まあ町としてはどうしようもないですので、国からきちっと来ないということになりましたらね、その辺ちょっと気をつけながら、また尋ねてこられた住民さんには説明をしていただきたいというふうに思います。

それとですね、同時在園の第2子の軽減についてなんですが、当町ではというふうな説明の仕方だったと思います。2分の1から4分の1に引き下げますと。これはとても子育て支援の策としてはいいことだというふうに私も思うんですが、当町ではというふうな説明があったことからですね、奈良県下ではどんな状況になっているんだろうかと。斑鳩町はやるけれども、これは、やるっていうことが、国が示してきて全市町村が取り組むのか、そうではなくて、この辺は各市町村に任されているのかというところの状況の中で、近隣と比較して斑鳩町がどうなのか、その辺の認識をちょっと、私たちも所管の委員会ですのでね、ちょっと持っておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

本庄福祉課長。

福祉課長 国から示されております第2子、第3子の軽減の範囲でございますけれども、基本的に第2子につきましては国の基準のほうは2分の1と、このようになっております。

近隣の市町村の状況でございますけれども、王寺町、奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町、こちらのほうの確認をさせていただいたところでございますけれども、王寺町のみが0、1、2歳児は、第2子、第3子は無料とされているところでございます、それ以外の市、あるいは町におきましては、国の基準どおりに運用をされておるということの確認をとらせていただいています。

委員長 王寺町はえらい無料いうて頑張りはったんでしょうね。
せやけど、これはまあ近隣でもこの点については、2分の1っていう

のが基準だけれども、まあ市町村で独自に決めることができ、斑鳩町は今回こういうふうにするということですが、まあ斑鳩町より上をいく王寺町があるということも、今、初めて知りましたけれども、また今後もしもね、子育て支援にさらにまた力を入れていっていただきたいと思いません。前進する、2分の1から4分の1に前進するのですから、これについてはいいことだというふうには理解はしたいと思えます。

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

以上で終わらせていただきます。

続きまして、4番目の地域包括支援センターの運営状況につきまして、理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

住民生活
部長

それでは、地域包括支援センターの運営状況につきまして、平成25年度の実績について、資料の3によりご報告を申し上げます。

初めに、資料3のほう、ご覧いただけますでしょうか。

初めに、地域におけるネットワークの構築でございます。この業務は、支援を必要とする高齢者の発見や問題の発生の防止のため、さまざまなネットワークを構築するというものでございます。平成25年度は、介護支援専門員の中のネットワークづくりとして連絡会2回を開催しております。平成24年度までは、町内の事業所の介護支援専門員のみを対象として行ってまいりましたが、平成25年度では、町外の事業所も含め、町内で活動されている介護支援専門員を対象に実施をさせていただいたところでございます。23事業所から36名の介護支援専門員の方に参加をいただいております。

内容といたしましては、1回目の連絡会では、支援専門員と民生委員とが交流を図ることにより、今後の連携を円滑に行い、高齢者の方がより安心して地域で生活していただけるよう、民生・児童委員協議会の高齢者部会の方々との意見交換等、交流会を開催いたしました。

2回目は、3月に実施をしておりますが、薬剤師会より講師をお招きし、講演をいただいたところでございます。

介護支援専門員だけでなく、西和地区の薬剤師の方にもご参加をいただきまして、他職種との連携のきっかけづくりになったのではないかと考えているところでございます。

次に、2つ目の実態把握でございます。この業務は、地域のネットワークの活用等により、高齢者の心身の状況や家族の状況について実態把握を行うものでございます。

平成23年度から、介護予防事業における二次予防事業の対象者を把握するために実施しております生活機能評価のチェックリスト、こちらの取りまとめ等を包括支援センターで行っておりますが、その際に、実態把握調査シートを同封いたしまして、そのシートに基づいて実態把握を行っているところでございます。平成25年度は、657件の実態把握を行ったところでございます。平成24年度と比較いたしまして613件の減少、マイナスとなっておりますけれども、こちらにつきましましては、3年ごとに送っておりますチェックリスト送付の3年目ということで、以前送付したものの未回収の、未回答となっている方及び新たに65歳になられた方のみを対象に送付をしたことによるものでございます。

こちらの調査におきましては、ただいま申しあげましたとおり、3年に1回、全数調査を行うこととなっております。今年度は全数調査を行っております。対象となる65歳以上の方7,726名のうち、要介護・要支援認定を受けておられる方を除いた6,368名の方に6月末を締切として既に送付をいたしておりまして、3,700名余りの方から回答をいただいております。今後、二次予防事業の対象者把握等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、総合相談、権利擁護でございます。本人、家族、近隣者、地域のネットワーク等を通じて、さまざまな相談や権利擁護の相談を受けるもので、介護に関する相談のみに限らず、高齢者の生活全般にわたる総合相談を実施いたしますとともに、高齢者の権利擁護についても相談を

受けております。

平成25年度の相談件数は、延べ204件で対前年度33件の増となっております。

続きまして、2ページにお移りいただきたいと思っております。

日常的個別指導・相談と支援困難事例等への指導・助言でございます。

この業務では、ケアマネジャーの個別案件や支援困難事例について、当該ケアマネジャーに助言や指導を行っております。年々、ベテランのケアマネジャーや、あるいは複数のケアマネジャー、こちらを配置される事業所がふえてまいりましたことから、相談件数は少ない状況となっております。平成25年度の相談件数は、延べ2件となっているところでございます。

続きまして、3つ目の包括的・継続的ケア体制の構築でございます。

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築し、支援するものでございます。

団塊の世代が75歳以上となる10年後を見据え、地域包括ケアシステムの構築が今後の大きな課題となっております。このような中、特に医療機関との連携体制につきまして、現段階で具体的な動きには至っていない状況ではございますが、平成25年度は、先ほどの介護支援専門員の連絡会としてご報告をさせていただきましたとおり、地域の民生委員の方々とケアマネジャーとの意見交換会、あるいは薬剤師の方にご講演いただく中で他職種との連携を進めさせていただいたところでございます。民生委員の方々や他職種との連携を深めることによりまして、高齢者がより安心して暮らせる体制づくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

次の地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築につきましては、介護支援専門員連絡会の開催について、再掲をさせていただいております。

次に、2ページ一番下の介護予防事業に関するケアマネジメントでございます。

この業務は、二次予防事業の対象となる要支援、あるいは要介護とな

る恐れのある高齢者の方に対する予防教室への参加促進と、参加者に対するケアプラン作成を行うものでございます。

平成25年度では60件、昨年度比8件の減となっております。対象者の方には、電話勧奨等も行っているところではございますけれども、運動教室以外の教室について、なかなかご参加をいただけない状況というのが現状となっております。

最後に、3ページでございます。新予防に関するケアマネジメントでございます。

この業務は、要支援1・要支援2の方に対するケアプランの作成を行うものでございまして、平成25年度の実績は、実数で236件、延べ件数で2,121件というふうになっております。

以上、平成25年度の地域包括支援センターの運営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。特にございませんか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

介護保険制度の改正も今いろいろ協議を進めていって、来年度から計画が変わっていくという中で、今心配されている要支援1・2の方の対応であったり、そういう問題につきましては、この地域包括支援センターというのがますます重要なポジションになってくるのではないかと、いうふうに私は思っているところなんです。現状のこのセンターの人員ですね、体制につきまして、社会福祉協議会の事務局長がセンター長を兼任しているという状況についてですね、来年度から非常に重要になってくるこの地域包括支援センターがそういうような兼務というような状

況で本当にいいのだろうか、その辺、非常に心配をしておりますが、町としては今後の介護保険制度改正に伴って地域包括支援センターの位置付けってというのはね、どんなふうを考えてはるのやろうと。こんな兼務というような形でいって本当にこのセンター運営が、いろいろ拡大されたり、まあ今、未実施の事業もありますけど、こういう事業も、今の法改正からいったら実施していかなとあかんような事業になってくると思うんですね、医療のほうの改正もありましたので。そんな中において、現状の人員ですね、現状の人員が今どうなっているかということをご説明いただいて、それで、今後、来年度から、どういうふうを考えておられるのかということについて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

植村住民生活部長。

住民生活
部長

現行の人員体制につきましては、今おっしゃっています社会福祉協議会の事務局長がセンター長を兼ねている、これを2分の1と換算して、常勤換算では5名でございます。

事務局長につきましては、主任ケアマネジャーという、まあ資格といえますか、を持っているところから、包括支援センターの設置条件としてはちょっと外せない職種ということとなっております。

先ほどおっしゃいましたように、確かに新しい介護保険の制度で要支援1・2の対応が難しくというか、これからもっと重要になってくる中で、包括支援センターの業務というのは今以上に重要になっていくのは明らかでございます。

そういった中で、その社会福祉協議会の、包括支援センターの状況もそうなんですけれども、そもそも町としてこの要支援1・2のサービス提供をどうやっていくかということ、今も介護保険運営協議会の中でもご相談をしながら計画を立てる中で、この3年間でどうやっていくかということ、協議している、検討している段階でございます、そんな中で、やはり包括支援センターの強化というのも当然考えていかなければなりません。

ですから、どのような形でというところまではまだはっきりと今お答

えさせていただくような段階ではないんですけれども、町として、この要支援1・2の方へのサービス提供をこの3年間でどうやって固めていくんだということも含めて、介護運協に諮りながら計画を立てていきたいと思っておりますので、今すぐにちょっとご返事はできないんですけれども、そういう段階ということでご理解をいただきたいと思います。

委員長

今の答弁で、地域包括支援センターの強化という言葉が出てまいりましたので、その視点で強化をしていく、ますます認知症の対策であったり、権利擁護の問題であったり、ますます斑鳩町においてもこれらの問題はいよいよ数も多くなってくるのではないかというふうに考えておりますので、その方向で今後も検討していただきたい。

何度も言いますが、これは、地域包括支援センターっていうのは、斑鳩町の責務です。斑鳩町はたまたま社協へ委託をしているだけですが、委託ができるということで委託しているだけですが、センターの運営そのものについては、市町村の責務でございますので、そのことだけは常に、私も忘れませんが、担当とされても、それが町の責務で行っているということをご認識いただきまして、今後の介護保険の利用者、また介護保険を利用するまでに至らないいろいろな高齢者の問題、こういったものにやっぱり対応していただきたいというふうに思っておりますので、これは要望として申しあげておきたいと思っております。

ほかに、委員さんのほうで、この件についてよろしいでしょうか。

(な し)

委員長

4番目についてはないようですので、ほかに理事者のほうから報告しておくことがございましたらお受けいたします。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

水痘予防接種について、いわゆる水疱瘡の予防接種について、ご報告をさせていただきます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年7月2日に公布

され、本年10月1日から、水痘が予防接種法に規定されているA類疾病に追加され、生後12か月から36か月に至るまでの乳幼児を対象に、任意接種から定期接種となります。また、経過措置として、今年度に限りまして生後60か月に至るまでの乳幼児を対象としております。このことから、9月定例会におきまして、接種に要する経費等の増額補正をお願いすることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で水痘予防接種についてのご報告とさせていただきます。

委員長

ご苦労さまです。

続いて、報告ございますか。 本庄福祉課長。

福祉課長

福祉課のほうから、1点、報告事項がございます。

例年開催しております敬老会の開催についてでございます。

本年につきましては、9月の13日土曜日、いかるがホール大ホールにおいて開催をさせていただきます。

式典は、9時30分から執り行うことを予定しておりますので、町議会議員の皆さまには、ぜひともご出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

福祉課のほうから、以上でございます。

委員長

ただいまその他の報告として2点報告がございましたが、これについて、委員皆さまのほうで何か、質疑やご意見ございますか。 辻委員。

辻委員

敬老会ですけども、昔は65やったかな、それを70に引き上げられたという経緯があると思うんですけど、今もう70というても、私も70ですけど、70で敬老会というたらちょっとぴんと来ないという感じもありますねけど、実際、敬老会来られているのは、何歳ぐらいの人が。その辺のアンケートとって。俺、何でこう言うのか、敬老会、75にしてもええの違うかなという感じもします。

(「ホール満員やったらええけど、あいてるで」と呼ぶ者あり)

辻委員

その辺もあるさかい。昔やったら、敬老会いうたら、ホール、上も満タン、出演にもよりますけどね、体育館でされているんやったらもう一杯で座れないということもあったし。最近はずいていますけども、ちょっとこう、年齢をちょっとこう、まあ普通70で敬老というたらちょっとこうぴんと来ない方も多いので、その辺もちょっとこう。

こんなアンケートとるのも難しいやろうし、その辺のちょっとこう、できたら、難しいかわからへんけども、ちょっと頭に入れながら今度の敬老会してもうたらと思います。

委員長

何かありますか。 小城町長。

町長

これは難しい質問でございまして、昔のときは中央公民館が満員ということでございましたけれども、やっぱりこの9月15日を、敬老の日を変えてしまった、祝日を、そういう点も私はあると思います。

昔はもう必ず70歳以上の方が参加をして、昼からは必ず相撲を見たいということで、9月場所を見たいということで楽しみにしておられたんですけど、最近はまだやっぱり、9月は敬老月間ですから、家族の方々がおじいちゃんを連れて、おばあちゃんを連れてどこかへ行こうという計画ですね、そういうのもお持ちやし、いかるがホール、729のキャパですけども、やっぱり今、大体300から400、来られていると思いますけども、そういう現状になってきたという、今、社会の情勢ですね、そういうことも踏まえて、歳を75にするとかもう70にする、これはもう70って決まっていますから、これはもう当然70歳以上の方にやっぱりこういう福祉の関係の無料優待カードも渡しますようにですね、そういう努力をやっぱりしていくと。やっぱりそれを町民の方々に感謝をしながらですね、やっぱり70歳以上生きていただいているということはやっぱり健康であるということでございますのでね、そういう方々にこういう催しをさせていただいて喜んでいただくということで、

70歳を守っていきたいと思っております。

委員長

よろしいございますか。

それでは、以上で各課報告事項につきましては、終わらせていただきます。

それでは、3番目のその他について、各委員皆さまより何かございましたらお受けしていきたいと思いますが、その他について何かございませんでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって、厚生常任委員会を閉会させていただきます。

皆さま、大変ご苦労さまでございました

(午前10時37分 閉会)

